

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年 2 月 24 日

岩手県立産業技術短期大学校長 森 達也

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 岩手県立産業技術短期大学校清掃及び学生寮管理業務
- (2) 仕様等 入札説明書による。
- (3) 実施期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 岩手県立産業技術短期大学校（紫波郡矢巾町大字南矢幅 10-3-1）
- (5) 入札方法

(1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の「清掃（庁舎）」及び「警備（常駐警備）」に登録されている者であること。
- (3) 常駐警備業務及び延べ面積 10,000 平方メートル以上の建築物の清掃業務を令和 3 年 1 月 1 日以降、12 月以上継続して履行した実績を有するものであること。
- (4) 入札日現在で、岩手県に本社、支店又は営業所を有していること。
- (5) 岩手県県税条例（令和 3 年岩手県条例第 58 号）第 4 条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者、その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(8) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）などに基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。

(9) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合又は庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合は、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置又は庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒028-3615 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅 10-3-1

岩手県立産業技術短期大学校事務局 電話番号 019-697-9088

【郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて申し込むこと。】

(2) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月17日（火）午前10時00分

岩手県立産業技術短期大学校 本館棟2階 大教室

（入札書は直接持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書4に示す書類を令和8年2月24日（火）午前9時から令和8年3月6日（金）午後5時までの間に3(1)の場所に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、岩手県立産業技術短期大学校長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札手続の停止 令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件調達手続について停止の措置を行うことがある。

(9) その他 詳細は、入札説明書による。